

答 申 書
(答申第107号)
平成22年3月25日

1 審査会の結論

生活保護審査請求裁決書に係る別紙1(省略)に掲げる「非開示とした部分」のうち、同表の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成18年度及び平成19年度中に北海道知事が裁決を行った生活保護審査請求に係る裁決書(104件)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を「1号情報に該当しない箇所を開示する処分」に変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

また、個人に関する情報が記載されている公文書であっても、当該公文書から氏名等を削除することにより、特定の個人が識別され得ることなく、かつ、当該公文書の氏名等を削除した部分以外の部分について公文書の開示をしても開示請求の趣旨が損なわれたいと認められるときは、当該公文書の氏名等の個人に関する情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示をするものとしている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、別紙1のうち「非開示とした部分」であり、実施機関は、おおむね次のとおり主張する。

本件公文書に記載されている情報のうち、審査請求人の住所、氏名及び職業に関する記述については、明らかに個人に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められるものである。

また、審査請求に係る経過(審査請求人が審査請求を提起した旨の事実を除く。)及び審査請求人の主張に関する記述並びに審査庁が認定した事実に関する記述については、これを開示すると、直接又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、審査請求人が生活保護を受給していることは、通常他人に知られたいと認められるものである。

ウ 異議申立人は、本件公文書は「個人の特定」に直結する情報を注意深く取り除けば公開可能な情報であるが、条例上の非開示理由に該当しない公開可能・公開すべき部分まで黒塗りにしたものである。非開示とされたものは「個々の記述」ではなく段落すべてであり、これは明らかに「非開示理由該当性」を個々に審査・判断したもので

はなく、はじめから一切開示する気がないものと主張している。

エ 当審査会としては、1号情報の該当性に係る個人に関する識別性の判断に当たっては、氏名等のように個人が直接識別できるような情報はもとより、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくても、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報か否かで判断すべきものである。

その上で、実施機関が非開示とした部分について、インカメラ審議を行った結果は次のとおりである。

(ア) 審査請求人の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び職業名に関する記述については、実施機関の主張のとおり、個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものである。

なお、代理人のうち弁護士に係る氏名及び職業名に関する記述については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、1号情報に該当しない。

(イ) 裁決の理由の事実認定部分については、審査請求人に係る生活実態等の事実が詳細に記載されており、実施機関の主張のとおり、直接又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものである。

(ウ) (ア)(イ)以外の部分については、直接又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報が含まれているが、裁決の理由の事実認定部分ほど詳細に記載されているものではないことから、当該部分から別紙3に掲げる情報を非開示にすることにより、その余の部分を開示しても特定の個人が識別され得ることなく、かつ、開示請求の趣旨が損なわれないと認められる。

したがって、別紙1の右欄に掲げる情報は、直接又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であるとは認められないことから、1号情報に該当しないものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年6月26日	○ 諮問書の受理（諮問番号203） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年6月29日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号203） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年8月3日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成21年9月7日 （第三部会）	○ 審議
平成21年10月5日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の補足説明を聴取 ○ 審議
平成21年11月9日 （第三部会）	○ 審議
平成21年12月14日 （第三部会）	○ 審議
平成22年1月18日 （第三部会）	○ 審議
平成22年2月15日 （第三部会）	○ 審議
平成22年3月15日 （第三部会）	○ 審議
平成22年3月24日 （第46回審査会）	○ 答申案審議
平成22年3月25日	○ 答申

別紙 3

非開示とすべき部分の記載内容

- 氏名
- 地域が特定され得る記述
- 続柄及び家族構成が分かる情報
- 審査請求人及び関係者について、具体的に記述している部分
- 審査請求人の職業名及び勤務先が推認され得る情報
- 会社名
- 施設名
- 処分庁名
- 処分庁の施行文書の記号及び番号
- 死亡年月日
- 死亡時期を推認され得る情報
- 遺体発見日
- 交通事故発生日
- 車の名義変更日
- 居住地を定めた日
- 生活保護を辞退した日に関する日付
- 病院の通院日、入退院日
- 就職に係る面接日、採用取消日
- 年金担保貸付申込日及び貸付日、貸付金額、借入れ申込日
- 同居期間
- 施設への入所期間
- 病状名、病状を推認され得る検査名、障害の等級
- 資格試験名
- 生活保護、年金、財産、預貯金、売却代金、保険金、領収書、リース代、試験料、借入金、和解金及び生活費に関する金額